

こちら危機管理課お天気相談所

～気象防災アドバイザーによるすぐに役立つ気象情報を月1で配信～

※気象防災アドバイザーとは「地域の気象に精通し、地方公共団体の防災対応を支援することができる人材」として気象庁が委嘱した方です。



Yoshiaki Yano



今年4月から危機管理課災害対策係で勤務している矢野良明です。どうぞよろしくお願いたします。これまで防災に関する気象業務や地域の防災活動をしてきましたので、これに関する情報を発信させていただきます。まだ庁内の様子が分からないところがあります。失礼の段、お許してください。

下のグラフは戦後以降の自然災害による死者・行方不明者数を示したものです。戦後10数年ほどは、台風や豪雨などの気象災害により、一度に千人以上の方々が犠牲になることも珍しくありませんでした。戦後の混乱期でもあり、災害には無防備、自分の身は自分で守るしかなかった時代です。昭和34年に伊勢湾台風があり、暴風や高潮で犠牲者が5098人にも達しました。

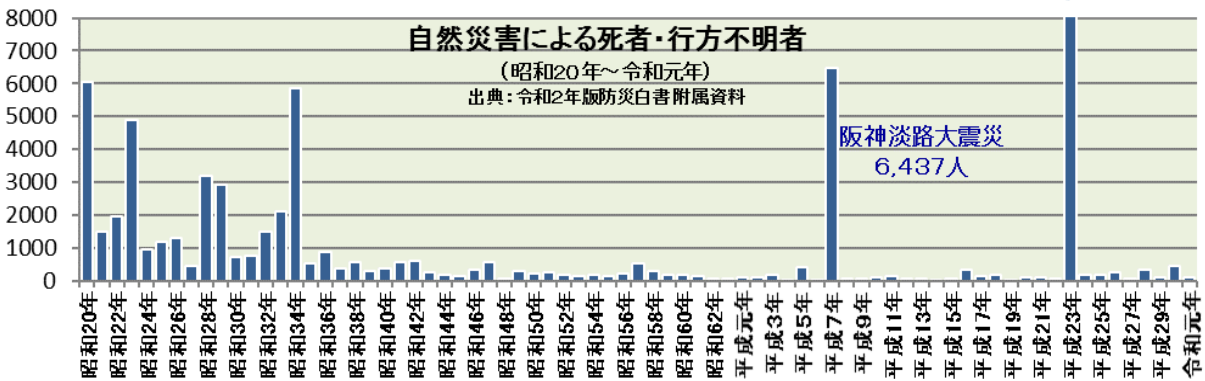
この大災害を教訓に、国は昭和36年に災害対策基本法を制定し、水防法・河川法などの法整備、すなわちソフト面の充実を図っていきました。同時に、堤防・河川・防潮工事など、ハード面の整備も行っています。治山・治水・海岸整備、観測体制・予報技術・災害情報伝達・避難体制などの防災体制を充実させたのです。

これらの成果として、グラフに示すように、地震以外での死者・行方不明者数は、明らかに少なくなっています。私たちの努力により、地震は兎も角、人命を救うことができる、減災できることを示していると思います。

ただ、心配なことがあります。これらのハード・ソフトの整備が進み、台風を含む風水害の死者・被害が減る一方で、防災意識が薄れてきたのではないかと考えられます。小さな水害などを防ぐことができるようになり、これを体験することもかなり少なくなりました。しかし、ある一線を越える災害、堤防を越える水害の体験は殆どなく、それが起きた時には社会が混乱する大災害なります。相手は自然、ときには全く情け容赦はありません。

ただ、グラフは私たちの努力次第でより一層の犠牲者・災害を減らすことができることを示しています。区民の防災意識を高め、区民1人ひとりが災害に備え、判断・行動できるよう伝えていくとともに、葛飾区としての防災行政に多少なりとも力添えができるよう、微力ではありますが取り組んで参りたいと思っています。皆様のご指導ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願いたします。

22,551人



問い合わせ先
危機管理課災害対策係 電話 2274

令和3年5月6日
危機管理課発行

